(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち総合教育支援センター所長(以下「総合教育支援センター所長」という。)が 管理する研修施設(以下「研修施設」という。)の教育目的での使用に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

- 第2条 この要綱において「教育目的での使用」とは、次に掲げる使用をいう。
 - 一 設置目的が教育に関する事業を行うか、学校、家庭、地域社会等における教育を支援する組織による使 用
 - 二 研修室等の使用目的が職員教育、業務研修・研究など教育に関わる内容での使用

(施設の使用)

第3条 使用できる研修施設は、別表のとおりとし、教育目的での使用に供するものとする。

(使用承認基準)

- 第4条 総合教育支援センター所長は、次の各号が第2条第一号に掲げる要件に該当し、かつ同条第二号に該当する場合に使用を認めるものとする。ただし、県内に所在する組織に限る。
 - 一 教育機関
 - 二 学校関係団体等
 - 三 県以外の行政機関
 - 四 総合教育支援センター所長が教育目的で使用する団体(営利を目的とする団体、政治活動を目的とする 団体、宗教的活動を目的とする団体を除く。)と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号は第2条第一号に該当するか否かを要件としないものとする。
 - 一 県の機関
 - 二 公益財団法人山口県ひとづくり財団(以下「ひとづくり財団」という。)

(使用の手続き)

第5条 研修施設を使用しようとする場合は、あらかじめ研修施設使用承認申請書(別記第1号様式)により、総合教育支援センター所長に申請しなければならない。

(使用の承認)

- 第6条 総合教育支援センター所長は、承認申請があり、その使用が第4条に掲げる使用に該当するときは、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。
 - やまぐち総合教育支援センター又はひとづくり財団が行う業務を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - 二 建物又は付属設備を破壊するおそれがあると認められるとき。
 - 三 運営管理上支障があると認められるとき。
 - 四 当日の使用責任者が明確にできないとき。
- 2 総合教育支援センター所長は、使用を承認したときは、研修施設使用承認書(別記第2号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 総合教育支援センター所長は、使用を承認しないときは、承認しない旨を文章により申請者に通知するものとする。

(使用日)

第7条 研修施設の使用日は、山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第16号)第1条第1項に規定する日以外の日とする。ただし、ひとづくり財団が使用する場合及び総合教育支援センター所長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用時間)

第8条 研修施設の使用時間は、午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、ひとづくり財団が使用する場合及び総合教育支援センター所長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用の承認を受けたものは、使用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

(使用方法)

第10条 使用に当たっては、この要綱を遵守するとともに、総合教育支援センター所長が別に定める注意事項 に従わなければならない。

(承認の取消し)

- 第11条 総合教育支援センター所長は、使用を承認した後、次の各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに使用を停止し、又は承認を取消すことができる。
 - 一 前2条の規定に違反したとき。
 - 二 承認を受けた目的以外の目的に使用したとき。
 - 三 研修施設の管理運営上支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 前項の規定による使用の停止又は承認の取り消しによって使用者に損害を生じても賠償しない。

(使用料)

第12条 研修施設の使用料は、無料とする。

(滅失又は損傷の場合の処置等)

- 第13条 使用者(申請者)は、当日の使用責任者1名を定め、当該責任者に使用中の事故防止に万全を期させるとともに、使用中に生じた事故について両者が責任を負わなければならない。
- 2 当日の使用責任者は、施設、設備又は備品を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその状況を総合教育 支援センター所長に報告しなければならない。
- 3 使用者(申請者)及び当日の使用責任者は、施設、設備又は備品を滅失し、又は損傷したときは、総合教育支援センター所長の指示に基づき、自己の負担においてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 即

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。